令和4年度緊急対応助成事業 (「新型コロナ・DX対応」講習会・研修会) 交付規程

爱知県中小企業団体中央会

(趣 旨)

第1条 愛知県中小企業団体中央会(以下「本会」という。)が、中小企業組合等(以下「組合」という。)が実施する新型コロナの感染拡大を踏まえ、オンラインを併用して開催する講習会及び研修会又はDXに対応するための講習会及び研修会に対する助成について、「令和4年度緊急対応助成事業(「新型コロナ・DX対応」講習会・研修会)交付規程」(以下「本規程」という。)に定めるところにより実施するものとする。

(助成対象者)

第2条 本会会員である組合とする。

(助成の範囲)

- 第3条 令和4年度緊急対応助成事業(「新型コロナ・DX対応」講習会・研修会)に対する助成(以下「助成金」という。)は、組合が新型コロナの感染拡大を踏まえ、オンラインを併用して開催する講習会及び研修会又はDXに対応するための講習会及び研修会の開催に要する講師謝金、講師旅費、会場費、機器借料、資料費又は通信費経費を対象とする
- 2 前項に規定する補助対象経費であっても、組合員に対する支払は対象外とする。

(助成額)

第4条 本会が交付する助成金の額は、助成対象経費総額(税抜)の2/3以内であって、 100,00円(税抜)を限度とする。

(助成金の交付の申請及び期間)

第5条 組合は、助成金の交付を受けようとするときは、令和4年6月13日から令和5年1月20日までとし、あらかじめ様式第1による助成金交付申請書(正1通)を本会会長に提出するものとする。ただし、予算額上限に達した場合は受付期間内であっても募集を終了するものとする。

(助成金の交付の決定)

第6条 本会会長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金の交付の決定を行い、様式第2により組合に通知するものとする。この場合において、本会会長は、助成金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第7条 組合は、第5条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には申請の取下げをすることができる。ただし、申請の取下げをすることができる期限は、前条の通知を受けた日から30日以内とする。

(助成事業の内容の変更)

- 第8条 組合は、助成事業の内容の変更(経費の配分の変更を含む。)をしようとすると きは、あらかじめ様式第3による申請書(正1通)を本会会長に提出し、その承認を受 けなければならない。
- 2 本会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、変更の理由及び内容が適正と 認めるときは、様式第4により、組合に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第9条 組合は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による申請書(正1通)を本会会長に提出しなければならない。

(事故の届出)

第10条 組合は、非常災害等により当該助成事業に係る事業完了期限までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第6による事故報告書(正1通)を本会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業完了期限)

第11条 組合は、令和5年2月28日までに助成事業を完了するものとする。

(実績報告)

第12条 組合は、助成事業の完了後15日以内(ただし、第9条の規定により助成事業の 廃止の申請をしたときは、当該申請から10日以内)又は<mark>令和5年3月7日</mark>のいずれか 早い期日までに到達するように、様式第7による実績報告書(正1通)を本会会長に提 出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第13条 本会会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認をされた内容。)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額の確定をし、組合あてに様式第8による通知をするものとする。

(助成金の精算払の請求)

第14条 組合は、前条の規定により、本会会長から助成金の額の確定通知を受けた日から 5日以内に様式第9による精算払請求書(正1通)を本会会長に提出し、助成金の精算 払を受けることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

- 第15条 本会会長は、組合が助成金を他の用途に流用し、又は助成金の交付の内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 本会会長は、助成金の交付決定の取消しを行った場合は、その旨を組合に速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 組合は、前条の規定により取消しを受けた場合において、既に助成金の交付を受けているときは、様式第10による助成金返還通知書に従って助成金を返還しなければならない。

(助成金に係る経理)

第17条 組合は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、 かつ、これらの書類を助成事業が完了した日に属する会計年度終了後5年間保存しなけ ればならない。

(助成事業の監査)

第18条 本会会長は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、本会職員に組合の監査を行わせることができる。

(その他)

第19条 本会会長は、組合に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。